

手話言語に関する 施策の推進について



2025.7.22

豊岡市社会福祉課

1 豊岡市手話言語条例 (令和7年条例第7号)

(1) 条例制定の背景（前文抜粋）

- ① **手話言語は**、日本語とは異なり、手や表情を使って視覚的に表現する**言語です**。ろう者は、考え、伝え合い、文化を創造するために手話言語を大切に育んできました。
- ② しかし、**過去のろう学校では手話が禁止され**、手話を使うことで**差別や偏見を受けることもあり**、ろう者は情報を得たり、コミュニケーションをとることもできず、不安を感じながら生活してきました。
- ③ 国連や国の法改正により手話は言語と認められましたが、市民の**理解や手話に触れる機会はまだ十分ではありません**。
- ④ 豊岡市では「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を掲げ、**誰もが尊重される社会**を目指しています。その一つの方法として、手話言語に関する施策を進め、手話を通じて**思いやりや理解の心を育む**ため、本条例を制定しました。

1 豊岡市手話言語条例 (令和7年条例第7号)

(2) 役割分担

市	・手話言語及び聴覚障害への理解の促進並びに手話言語の普及を図る ・手話言語を使用しやすい環境づくりを進める
市民	・市が推進する手話言語に関する施策に協力するよう努める
事業者	・市が推進する手話言語に関する施策に協力する ・ろう者が利用しやすいサービス及び働きやすい環境を提供するよう努める
学校等	手話言語に接する機会を提供することにより、手話言語及び聴覚障害への理解の促進に努める
医療機関	・市が推進する手話言語に関する施策に協力する ・手話言語を必要とする乳幼児、児童又は生徒の家族及び難聴者への手話言語に関する情報の提供、関係機関との連携等を行うよう努める

(3) 施策の推進 (第8条第2項、抜粋)

- ・市は、施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くものとする。

1 豊岡市手話言語条例 (令和7年条例第7号)

(4) 5月号広報 (施策010102)

手話は言語である、その認識を社会全体へ

「豊岡市手話言語条例」を制定しました

3月議会で「豊岡市手話言語条例」が可決、4月1日から施行されました。

本条例では「手話は言語である」との認識に基づき、市民、事業者、学校、医療機関などの役割を決めて手話言語ときこえない・きこえにくいことへの理解を深め、手話言語が使いやすい環境をつくることで、誰もがお互いを尊重し共に生きる地域社会の実現を目指します。

これから手話言語に関する事業を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。



《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033
ファクス24-4516

2 条例を実現するための施策体系図

上位目的：手話言語によるコミュニケーションが図れている

戦略目的：
①全ての市民が「手話は言語」とであると認識する
②全ての市民が手話言語にふれる機会がある
③ろう者が日常生活や社会生活で活躍できる

4 桁手段の具体的な活動等事例
(市民・企業・行政問わず)
(実施・未実施問わず)

実施課

関係課

手段01 【手話言語の保障】
手話言語条例の制定

0101 みんなが「手話は言語」とであると認識している

010101 (新)市広報に条例の制定や手話言語の紹介を掲載
010102 (新)市ホームページ等で条例の制定や手話言語に関する情報の掲載

社会福祉課

秘書広報課

0102 事業者、学校等、医療機関と連携し、手話言語が広がっている

010201 (新)事業者、学校等、医療機関と連携して、手話言語を広める

社会福祉課

こども未来課、環境経済課
学校教育課、幼児育成課、

手段02 【手話言語の周知・普及】
手話言語に関する情報がまちにあふれている

0201 市広報や市ホームページ等に手話言語に関する情報が提供されている

020101 (新)市広報に条例の制定や手話言語の紹介を掲載
020102 (新)市ホームページ等で条例の制定や手話言語に関する情報の掲載(0101再掲)

社会福祉課

秘書広報課

0202 手話言語の普及・啓発に関するイベントなどが行われている

020201 (新)手話言語普及啓発のイベントを行う
020202 (新)手話言語を学ぶ人達の発表の場の設定
020203 (新)図書館での手話言語の啓発イベント

社会福祉課

2 手話言語に係る施策体系図

【手話言語にふれる機会の確保】
手段03 だれでも・いつでも・どこでも手話言語を学べるまちなっている

0301 多種多様な手話言語講座や手話出前講座を開催している

030101 (新)受講者のニーズに合った内容・ニーズに合った実施回数の講座を実施する
030102 (新)市職員への手話言語研修会を実施
030103 (新)出前講座を新設

社会福祉課

環境経済課

0302 手話を必要とする子どもの保護者向けの意思疎通手段の情報提供や手話言語習得の支援が行われている

030201 (新)手話言語を必要とする子どもの保護者への情報提供のためのリーフレットの作成
030202 (新)医療機関で、手話言語を必要とする子どもの保護者への手話言語についての情報提供
030203 (新)手話言語を必要とする子どもの保護者向けの手話言語講座の実施

社会福祉課

こども未来課

0303 学校等において手話言語に親しむ機会が持たれている

030301 (新)小中学校において聴覚障害の理解や手話言語を親しむ機会の提供
030302 (新)就学前施設において手話歌などで手話言語に触れる機会の提供

社会福祉課

学校教育課
幼児育成課

2 手話言語に係る施策体系図



3 2025年度事業計画

進行管理を行う 重要事業（項目）	今年度の目標	事業概要	項目 (上段：予定 下段：実績)	2025年度											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【目指す姿】 ◆手話言語によるコミュニケーションが図れている。	◆手話通訳者を確保するため、次年度に向けた戦略を検討する。（手段04）	●戦略を立てる体制を検討する	ステークホルダーと意見交換し体制を検討する。	■	■										
		●手話通訳者の活躍場所を増やす	現在の活躍状況と今後望まれる活躍場所（例：企業等）を明らかにする。			■	■	■	■	■					
		●手話通訳者の必要（目標）数を共有し、実現のための方策を検討する。	需要見込みから必要な手話通訳者数を推計し、充足に向けたロードマップを検討する			■		■	■	■					
		●手話奉仕員の有効活用を検討する	手話奉仕員養成講座の在り方を検討する（例：毎年新たな参加者があるように）			■		■	■	■					
	◆手話言語条例制定をきっかけに、手話言語を啓発する（手段02、03）	●手話言語を身近で親しみやすくする。	手話奉仕員で活躍できる場所を検討する(レベルは小1の日本語)						■	■	■	■	■	■	■
			小中学校の福祉教育での体験を強化する（施策030301）	■	■				■	■	■	■	■	■	■
			出前講座の実施（施策030103）				■	■	■	■	■	■	■	■	■
			手話言語の必要性、有用性を周知する（例：広報、講演会など）（施策0302）			■			■		■			■	
			コミュニティ組織と協働した活動について検討（施策0202）								■	■	■	■	■
			乳児期の手話リーフレットの検討（施策030202）		■	■	■	■	■	■					

3 2025年度事業計画

(1) 手話通訳派遣事業（施策040104） 〔豊岡市手話通訳者派遣事業実施要綱〕

派遣の条件

- ・ 生命及び健康の維持増進に関する場合
 - ・ 財産、労働その他の権利義務に関する場合
 - ・ 官公庁、裁判所、警察、学校その他の公的機関と連絡調整を図る場合
 - ・ 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
 - ・ 冠婚葬祭その他の地域生活及び家庭生活に関する場合
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合
- 前項の派遣の目的が、営業活動等の経済的活動、宗教活動、政治活動及び通年かつ長期にわたる活動に係るものであるときは、派遣を行わない。

派遣区域 原則市内

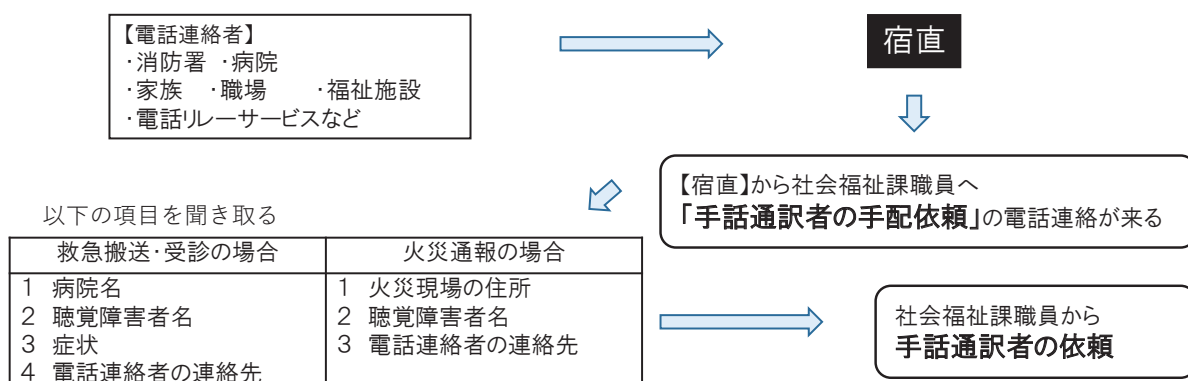
派遣費用 無料（ただし、入場料は利用者負担）

3 2025年度事業計画

(2) 通訳者の状況

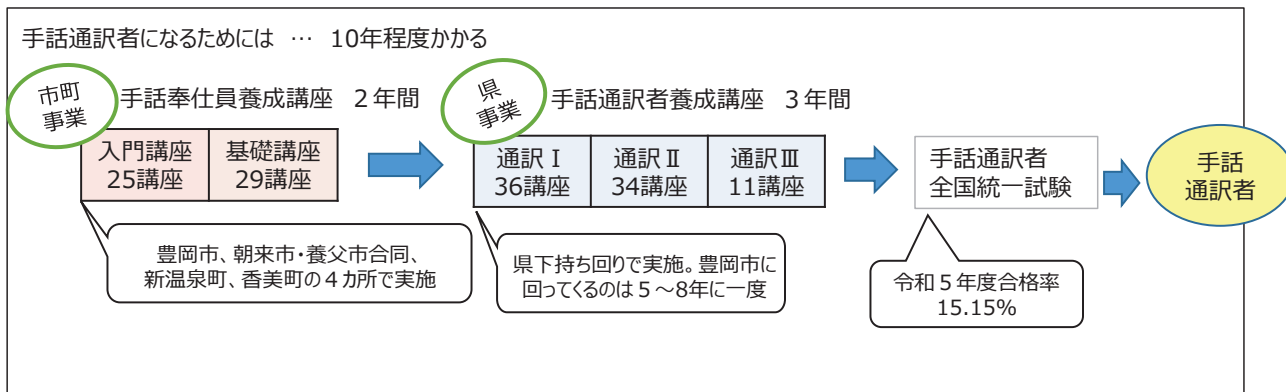
- ・ 人数：14人（男性1人、女性13人）、
うち実動者10人（2025年度活動休止中4人）
- ・ 年齢：一番上68歳、一番下47歳、平均59.46歳
- ・ 住所：旧豊岡市9人、出石町2人、但東町1人、城崎町2人、日高町0人
- ・ 週5日就労者12人（実動者8人、休止中4人）、専業主婦2人

(3) 緊急時の手話通訳者派遣（施策040105）



3 2025年度事業計画

(4) 手話奉仕員養成講座 (施策040106)



	2024 (入門)	2023 (基礎)	2022 (入門)	2021 (基礎)
申込者	30人	12人	15人	14人
修了者	12人	5人	9人	8人

2025年度の申込者は18名

3 2025年度事業計画

(5) 手話言語の周知・普及 (施策030301)

校園長会依頼事項

豊岡市手話言語条例の制定と福祉学習での手話体験のお願い

～子どもたちに「手話＝言語」という視点を～

2 手話体験学習のねらい

- ・ 子どもたちが手話の基本的な仕組みや役割を理解する
- ・ 聴覚障害者の視点に触れ、思いやりや共感の心を育む
- ・ 手話言語を通じた「多様性の尊重」の実感を得る

3 実施概要 (モデル例)

- ・ 対象校：延べ5校 (回) を予定
 - ・ 1回につき、2コマの体験授業 (講話＋手話体験)
 - ・ 外部講師：ろう者・手話通訳者を招へい
 - ・ 実技を交えた「体験型の授業」：「聞こえないことへの気付き」「あいさつ」「自己紹介」
 - ・ 授業後、感想文や振り返りシートでのまとめ
- ※内容は個別に調整します。

3 2025年度事業計画

(6) 手話言語の周知・普及（施策010101）

7月号市広報

豊岡市手話言語条例

「手話」は「言語」です

4月に豊岡市手話言語条例が施行されました。

この条例は、手話を「言語」として位置付け、手話言語の普及と「きこえない・きこえにくいことへの理解」を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためのものです。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033 FAX24-4516

豊岡市では、何をしていくの？

手話言語の周知・普及

- ・市広報や市ホームページに情報を掲載
- ・普及、啓発イベントの実施

手話言語にふれる機会の確保

- ・小中学校などでの「手話教室」
- ・出前講座「手話言語ってなに？～手話言語と聴覚障害への理解～」の実施
- ・手話奉仕員養成講座の開催

意思疎通手段の確保

- ・公共施設や病院、イベントなどへ手話通訳者を派遣



豊岡市手話言語条例 ▶

知ってほしい ろう者の願い・思い

まちの人たちが、手話であいさつしてくれたらうれしい



病院・駅・空港などに手話通訳者がいたら安心



スーパーなどで、少しでも手話が通じると、とってもうれしい



「手話でのコミュニケーションは難しい」と思わず、身振りでも良いので話しかけてほしい



目を合わせてから、口元が見えるようにして話してほしい大切なことは筆談をお願いします



自分の住んでいる地域のひとと手話で話したい地域の慰労会でも手話で交流したい



3 2025年度事業計画

(7) 手話言語の周知・普及（施策010201）

手話イラストボランティア



大募集!!!



●●●● あなたの「描く力」が、手話の普及に役立ちます！ ●●●●

募集内容：「おはよう」「ありがとう」「豊岡市」など、

指定された単語の手話のイラストを描いていただける方を募集します。

元となる手話の絵はこちらでご用意いたします。

使 い 道：あなたの描いたイラストは、豊岡市が作成する資料や広報物に活用されます。

著作権などの問題で、自由に使えるイラストが不足しています。

3 2025年度事業計画

(7) 手話言語の周知・普及 (施策010201)

こんな流れです！：

当者からメールでご連絡

✉

例：「おはよう」の手話のイラストをお願いします。

ご依頼にあてていただきありがとうございます。

➡

✉

描いたイラストをメールに添付して返信！

ご協力いただける方は…：QRコードでフォーム入力いただくか、

shuwa-tsuyaku@city.toyooka.lg.jp

豊岡市役所 社会福祉課 小野山

お問い合わせも 電話 0796-24-7033 までご連絡ください。

こちらまで

※切：7月末ころまで

【著作権等に関する事項】

イラストの著作権は、制作者に帰属します。ただし、手話の普及を目的に、豊岡市へ無償の使用許諾を与えていただきます。

イラストにクレジットタイトルを入れていただいて構いません。

なお、イラストはご自身のオリジナルであり、第三者の著作権・商標権などの権利を侵害していません。

4 その他

(2) 東京2025デフリンピック (手段02)



第25回 夏季デフリンピック競技大会 東京2025大会概要

一般財団法人全日本ろうあ連盟
東京都
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

4 その他

(2) 東京2025デフリンピック (手段02)

大会期間

○ 2025年11月15日～26日 (12日間)

- ・ 開会式：11月15日
- ・ 閉会式：11月26日

参加国

○ 70～80か国・地域

選手数

○ 約3,000人

4 その他

(2) 東京2025デフリンピック (手段02)

デフリンピックについて

- 国際ろう者スポーツ委員会 (ICSD: International Committee of Sports for the Deaf) が主催し、夏季と冬季それぞれ4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会
- 第1回は、1924年フランスのパリで開催
- 「デフリンピック」の名称は、2001年に国際オリンピック委員会 (IOC) が承認
- 競技は一般の競技ルールに準拠するが、競技場に入った時点から、補聴器等の使用は禁止されることや、競技運営に国際手話のほか、スタートランプや旗などを利用した視覚による情報保障が特徴

【夏季大会】

2021 カシウス・ド・スル (ブラジル)
2017 サムスン (トルコ)
2013 ソフィア (ブルガリア)

【冬季大会】

2019 ヴァルテッリーナ (イタリア)
2015 ハンティ・マンシースク (ロシア)
2007 ソルトレイクシティ (アメリカ) ※2011年大会は中止

4 その他

(3) 手話言語の国際デー（9/23）（手段02）



4 その他

(4) 手話に関する施策の推進に関する法律

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要
（令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段
手話に関する施策を総合的に推進

基本理念（2条）

- ① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

4 その他

(4) 手話に関する施策の推進に関する法律

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

4 その他

(4) 手話に関する施策の推進に関する法律

基本的施策（6条～18条）

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※施行期日：令和7年6月25日

4 その他

(4) 手話に関する施策の推進に関する法律

	豊岡市手話言語条例	手話施策推進法
前文	① 手話言語は、日本語とは異なり、手や表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、考え、伝え合い、文化を創造するために手話言語を大切に育んできました。 ② しかし、過去のろう学校では手話が禁止され、手話言語を使うことで差別や偏見を受けることもあり、ろう者は情報を得たり、コミュニケーションをとることもできず、不安を感じながら生活してきました。 ③ 国連や国の法改正により手話は言語と認められましたが、市民の理解や手話に触れる機会はまだまだ十分ではありません。 ④ 豊岡市では「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を掲げ、誰もが尊重される社会を目指しています。その一つの方法として、手話言語に関する施策を進め、手話言語を通じて思いやりや理解の心を育むため本条例を制定しました。	
制定目的	手話を言語として認識し、市民の理解・普及・使用環境の整備を進めるため、市の責務並びに市民、事業者、学校等及び医療機関の役割を明らかにし、共生社会の実現を図る。	手話を言語その他の重要な意思疎通の手段として明確に位置付け、手話の習得及び使用に関する環境整備、手話文化の保存、継承及び発展に関し、に国及び地方公共団体の責務を明らかにし、国民の理解促進と施策の総合的推進を図る。
計画等との関係		政府は障害者基本計画を、都道府県は都道府県障害者計画を、市町村は市町村障害者計画を策定し、変更する場合には、この法律の規定の趣旨を踏まえるものとする。

4 その他

(4) 手話に関する施策の推進に関する法律

	豊岡市手話言語条例	手話施策推進法
基本理念	全ての市民は手話が言語であることを理解し、お互いを尊重し、手話が使いやすい環境づくりに取り組まなければならない。 また、全ての市民は手話言語で円滑にコミュニケーションをとる権利があり、その権利は尊重されなければならない。	一 手話の習得及び使用に関しては、本人の意思を尊重し、必要な配慮や環境の整備が図られること。 二 手話により豊かな文化が創造されており、手話文化の保存、継承及び発展が図られること。 三 全ての国民が互いに尊重しながら共生する社会の実現をめざし、手話への理解と関心を深めること。
対象とする主体	市（行政）、市民、事業者、学校等、医療機関	国及び地方公共団体
施策の内容	1. 手話言語や聴覚障害への理解を深め、手話言語を広めるための取組み 2. 手話言語で情報を得たり、手話言語が使いやすい環境をつくるための取組み 3. 乳幼児や子ども、その家族が手話言語を身につけられるようにする取組み 4. 手話通訳者を増やし、手話言語でのコミュニケーションを支える体制づくり	1. 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援 2. 学校における手話による教育等 3. 大学等における配慮 4. 職場における環境の整備 5. 地域における生活環境の整備等 6. その他の手話の習得の支援 7. 手話文化の保存、継承及び発展 8. 国民の理解と関心の増進 9. 人材の確保等 10. 調査研究の推進等
手話の日		手話の日は、九月二十三日とする。
意見の反映	市は、施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴く。	国は、手話を使う人や関係者の声を聞き、その意見を施策に反映させる。
財政上の措置等		政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(参考) 県内自治体の制定状況

－ 1

No.	自治体名	条例名	施行年
1	加東市	加東市手話言語条例	2015年
2	丹波篠山市	丹波篠山市みんなの手話言語条例	2015年
3	神戸市	神戸市みんなの手話言語条例	2015年
4	明石市	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	2015年
5	三木市	三木市共に生きる手話言語条例	2015年
6	淡路市	淡路市手話言語条例	2016年
7	丹波市	丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例	2016年
8	多可町	多可町手話言語条例	2016年
9	宍粟市	宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例	2016年
10	小野市	小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例	2016年

(参考) 県内自治体の制定状況

－ 2

No.	自治体名	条例名	施行年
11	加西市	加西市手話言語条例	2016年
12	宝塚市	宝塚市手話言語条例	2016年
13	加古川市	加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例	2017年
14	姫路市	姫路市手話言語条例	2017年
15	三田市	三田市みんなの手話言語条例	2017年
16	西脇市	西脇市手話言語条例	2017年
17	芦屋市	芦屋市心がつながる手話言語条例	2017年
18	洲本市	洲本市障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例	2017年
19	尼崎市	尼崎市手話言語条例	2017年
20	たつの市	たつの市共に歩む手話言語条例	2018年

(参考) 県内自治体の制定状況

— 3

No.	自治体名	条例名	施行年
21	赤穂市	赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例	2018年
22	伊丹市	伊丹市手話言語条例	2018年
23	南あわじ市	南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例	2018年
24	朝来市	朝来市手話言語条例	2018年
25	相生市	相生市手話言語条例	2019年
26	高砂市	高砂市手話言語条例	2019年
27	西宮市	西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例	2020年
28	養父市	養父市みんなの手話言語条例	2020年
29	猪名川町	猪名川町手話言語条例	2022年
30	川西市	川西市手話言語条例	2022年

(参考) 県内自治体の制定状況

— 4

No.	自治体名	条例名	施行年
31	豊岡市	豊岡市手話言語条例	2025年
32	市川町	市川町手話言語条例	2024年
33	福崎町	福崎町手話言語条例	2024年
34	太子町	和のまち太子の手話言語条例	2024年
35	稲美町		
36	播磨町		
37	神河町	神河町手話言語条例	2025年
38	上郡町	上郡町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例	2024年
39	佐用町		
40	香美町		
41	新温泉町		

(参考) 2024手話通訳派遣状況

【個人の要請】－ 1

延べ247件、290人

生命・健康		☐ 病院や診療所での診察、検査、治療、入退院手続きなど ☐ 健康診断や予防接種の受診 ☐ 薬局での薬の受け取りや服薬指導 ☐ リハビリテーションやカウンセリングの受診 ☐ 介護サービスや福祉サービスの利用に関する相談
申請件数	142	
派遣人数	142	
財産・労働		☐ 財産に関する手続き：不動産の売買や賃貸契約、銀行での口座開設やローンの申し込み、保険契約の締結など。 ☐ 雇用に関する手続き：就職活動、雇用契約の締結、労働条件の説明、職場での面談や研修など。 ☐ 法律に関する手続き：契約書の作成や確認、遺言書の作成、相続手続き、裁判所での手続きなど。
申請件数	4	
派遣人数	4	
公的機関		☐ 官公庁との手続き：市役所や県の出先機関での各種申請や相談（例：住民票の取得、福祉サービスの申請） ☐ 裁判所での手続き：訴訟の手続きや調停、証人としての出廷など ☐ 警察との対応：被害届の提出、事情聴取、交通違反の説明など ☐ 学校との連絡：保護者会、進路相談、学校行事への参加など ☐ その他の公的機関との連絡：公共職業安定所（ハローワーク）での職業相談、年金事務所での手続きなど
申請件数	20	
派遣人数	27	

(参考) 2024手話通訳派遣状況

【個人の要請】－ 2

社会参加		☐ 生涯学習講座への参加：市民センターやコミュニティセンターで開催される趣味・教養講座、健康づくり講座など。 ☐ 地域イベントやワークショップ：地域の祭り、文化交流イベント、ボランティア活動など。 ☐ 市民活動やNPOの会合：地域づくりや環境保全、福祉活動に関する会議や研修会。 ☐ 職業訓練やスキルアップ講座：ハローワーク主催の就労支援セミナー、職業訓練校での講座など。
申請件数	18	
派遣人数	37	
冠婚葬祭 地域・家庭生活		☐ 冠婚葬祭に関する場合 ・結婚式や披露宴への出席 ・葬儀や告別式への参列 ・法要や仏事への参加 ☐ 地域生活に関する場合 ・町内会や自治会の会合への参加 ・地域の祭りやイベントへの参加 ・防災訓練や地域清掃活動への参加 ☐ 家庭生活に関する場合： ・子どもの学校行事（授業参観、運動会など）への参加 ・家庭内での重要な話し合いや行事への参加 ・親族との集まりや家庭内イベントへの参加
申請件数	63	
派遣人数	80	

(参考) 2024手話通訳派遣状況

【団体の要請】－ 1

	団体名	イベント名	会場
4月	豊岡南中学校	入学式	豊岡南中学校
	八条小学校	参観・PTA総会	八条小学校
5月	豊岡聴覚特別支援学校PTA	参観・PTA総会	豊岡聴覚特別支援学校
	豊岡南中学校	参観・PTA総会	豊岡聴覚特別支援学校
	豊岡市民会館	とよフェス(ハンドサイン)	市民会館文化ホール
	大岡学園	参観・PTA総会	大岡学園
	NPO法人 燦々	総会	豊岡健康福祉センター
6月	日高振興局地域振興課	植村直己冒険賞授賞式・記念講演会	日高文化体育館
	豊岡身体障害者福祉協会	総会	豊岡健康福祉センター
	人権教育推進協議会出石支部	人権教育講演会(角岡伸彦氏)	出石多目的ホール
7月	豊岡聴覚特別支援学校	学校評議員会	豊岡聴覚特別支援学校
	但馬地区人権教育研究協議会	特別講演 坂田かおり氏	市民会館文化ホール
	たじま母親大会	講演 落語家	豊岡市民プラザ

(参考) 2024手話通訳派遣状況

【団体の要請】－ 2

	団体名	イベント名	会場
8月	城崎振興局城崎温泉課	まちのチェック&アドバイス	城崎温泉街 城崎振興局
	くらし創造部 多様性推進・ジェンダーギャップ対策課	市民ふれあいのつどい パート1	豊岡市民プラザ
9月	豊岡演劇祭	豊岡演劇祭2024 トークプログラム	芸術文化観光専門職大学
	八条小学校	運動会	八条小学校
10月	社会福祉課	戦没者追悼式	市民会館文化ホール
	豊岡市身体障害者福祉協会	豊岡市身体障害者スポーツ大会	豊岡総合体育館
	豊岡南中学校	南陵祭(文化祭)	市民会館文化ホール
11月	文化・スポーツ振興課	豊岡市美術展表彰式	じばさんTAJIMA
	八条小学校	八条っ子集会(発表会)	八条小学校
	くらし創造部 多様性推進・ジェンダーギャップ対策課	市民ふれあいのつどい パート2	豊岡市民プラザ
1月	くらし創造部 地域づくり課	はたちを祝う会	市民会館文化ホール
2月	豊岡聴覚特別支援学校	学校評議員会	豊岡聴覚特別支援学校
3月	社会福祉課	豊岡市議会	豊岡市議場

(参考) 市内の手話サークル

名 称	活 動 日	主な活動場所
豊岡手話サークル	毎週水曜日 19時30分～21時00分	豊岡健康福祉センター
日高手話サークル	第1・3水曜日 19時30分～21時00分	日高健康福祉センター
しゅわっち・出石	毎週月曜日（祭日は休み） 19時30分～	出石ふれあいセンター
リトルハンド但東	《夜の部》 毎週木曜日 18時30分～20時	但東健康福祉センター
	《朝の部》 第3土曜日（変更の場合あり） 9時～9時45分	高橋地区コミュニティセンター